　就職支援計画の注意事項

チェック

□　この計画書は、就職支援期間（訓練終了後３か月間）が終了するまで大切に保管してください。

もし、この計画書を滅失したり、損傷したときは、速やかにこの計画書の交付を受けた公共職業安定所又は地方運輸局の長に申し出て再交付を受けてください。

【就職支援計画に基づく求職活動について】

□　この就職支援計画は、公共職業安定所又は地方運輸局があなたの求職活動を総合的に把握し、必要な就職支援を行うためのものです。

□　別紙の「就職に向けた活動計画」により指定された「来所日」には、必ず公共職業安定所又は地方運輸局に来所して、職業相談を受けてください。

□　「公共職業安定所又は地方運輸局による計画」は、公共職業安定所又は地方運輸局が必要と考える求職活動の内容です。これに基づき、積極的に求職活動を行ってください。

□　「あなたの求職活動記録」欄には、求職活動を行う都度、求職活動日、内容やその結果を記入してください（訓練実施機関が行う就職指導を受けた場合についても記入してください。）。なお、公共職業安定所又は地方運輸局において、職業相談、セミナーの受講、求人情報の検索をしたときや就職面接会に参加したときには、必ずこの就職支援計画書を公共職業安定所又は地方運輸局に持参し、確認を受けてください。

【職業訓練受講給付金について】

□　職業訓練受講給付金の申請をするときは、この計画書により指定された「来所日」に、この計画書その他関係書類を添えてこの計画書の交付を受けた公共職業安定所又は地方運輸局に提出してください。

□　指定された「来所日」に来所しない場合、「公共職業安定所又は地方運輸局による計画」に基づいた求職活動を行わない場合には、職業訓練受講給付金の支給停止や返還命令、支援指示の取消しを行う場合があります。

□　職業訓練受講給付金の適正な支給を図る観点から、訓練実施機関や家族、就職した先の事業所等に調査を行うことがあります。また、申請者等（同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を含む）の所得や資産の状況について官公署又は銀行等に調査を行うことがあります。

□　職業訓練受講給付金の事前審査を申請した事実及びその申請内容等は、求職者支援制度以外の給付・貸付等を実施する自治体や社会福祉協議会等に対し情報提供されることがあります。

□　偽りその他不正の行為によって職業訓練受講給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後職業訓練受講給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

□　生活面における支援に必要となる範囲で、都道府県及び市区町村（自立相談支援機関を含む。）との間で、あなたの個人情報を共有する場合があります。

【その他】

□　訓練初日に、訓練実施施設に、この就職支援計画書の写しを提出してください。

□　公共職業安定所又は地方運輸局に指定された「来所日」の変更をする際には、訓練実施施設から渡された訓練カリキュラムを持参してください。

□　訓練終了後の最初の指定された「来所日」には、職業訓練期間中に作成したジョブ・カードの写しを提出してください。また、提出いただいたジョブ・カードの写しは統計目的に使用する場合があります。

□　就職した場合や退校した場合は必ず公共職業安定所又は地方運輸局に報告するとともに、訓練実施施設に併せて報告してください。

□　訓練実施施設及び公共職業安定所に提出した「就職状況報告書」に基づき、就職先事業所に雇用保険加入手続きの確認や指導を行う場合があります。また、職業訓練の効果把握のため、あなたや就職先事業所に対し就職後の状況について調査をする場合があります。

□　求職者支援訓練及び公共職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずるために必要となる範囲で、公共職業安定所、都道府県労働局、厚生労働省、都道府県、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、訓練実施機関との間で、あなたの就職内定の状況等の個人情報を相互利用する場合があります。

　　　　　上記の注意事項を理解し、その内容に同意します。

　（本人署名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

(2019.05)